

**島本町生産緑地地区  
買取申出手続について**

**平成30年7月  
島本町**

# 目 次

1. 提出方法等について・・・・・・・・・・	1
2. 主たる従事者の証明について・・・・	4
3. 記載注意事項について・・・・・・・・	5
4. 添付書類について・・・・・・・・・・	12
5. 各号様式・・・・・・・・・・	14

## 1. 提出方法等について

生産緑地地区の買取を希望される方は、P 2、P 3 に示す提出書類、添付書類を島本町都市創造部都市計画課に提出してください。（P5の記載注意事項を参照）

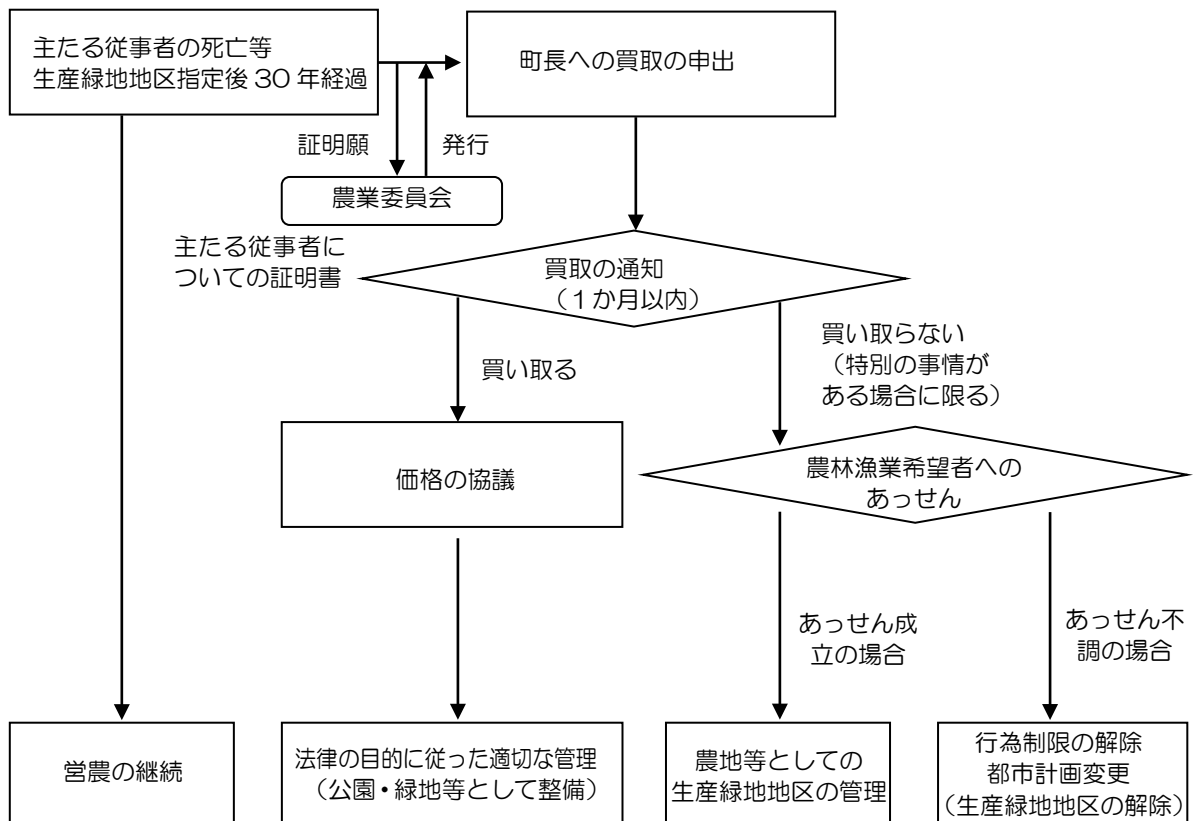
なお、申出者は農地等の所有権を有する方としてください。

### [生産緑地地区買取申出の条件]

- (1) 生産緑地地区に指定されてから30年が経過したとき。
  - (2) 農業の主たる従事者が死亡したときまたは、農業の主たる従事者が故障したとき。
- ※ (2)の農業の主たる従事者が死亡した場合と故障した場合や故障の内容によって、提出する書類が異なるため注意してください。

なお、農地が共有名義等である場合は、代表者が申出書を提出してください。

### [生産緑地地区買取申出の流れ]



生産緑地地区買取申出及び買取希望申出書類一覧表

〔生産緑地地区買取申出書を提出する場合〕（P5参照）

	提出書類	提出 部数	備 考
1	生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書（第5号様式）	2	※事前に農業委員会へ証明願の提出が必要
2	生産緑地地区買取申出書（第6号様式）		
3	当該権利を消滅させる旨の書面（第8号様式）		買取を申し出る農地が他人の権利の目的となっている場合
4	当該農地等における同意書（第9号様式）		買取を申し出る農地が共有名義である場合
	添付書類	提出 部数	備 考
5	<u>土地登記簿謄本</u>	2	
6	<u>公図の写し</u>		
7	<u>位置図</u>		
8	<u>印鑑登録証明書</u>		権利者全員の証明書
9	<u>その他町長が必要とする書類等</u>		
10	<u>医師の診断書等</u>		主たる従事者が故障の場合
11	<u>相続関係説明図</u>		主たる従事者が死亡の場合 （相続登記が済んでいない場合）
12	<u>遺産分割協議書の写し</u>		主たる従事者が死亡の場合 （相続登記が済んでいない場合）

※ 上表の下線で示す提出書類については、「生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書」を取得した際に提出した分の写しでも可能です。

ただし、「生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書」を取得した日から1か月以内のものに限ります。

なお、それ以降に提出する場合でも、提出部数の内、1部は写しでの提出が可能です。

－ 1. 提出方法等について－

**[生産緑地地区買取希望申出書を提出する場合] (P5 参照)**

	提出書類	提出 部数	備 考
1	生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書（第5号様式）	2	※事前に農業委員会へ証明願の提出が必要
2	生産緑地地区買取希望申出書（第7号様式）		
3	当該権利を消滅させる旨の書面（第8号様式）		買取を申し出る農地が他人の権利の目的となっている場合
4	当該農地等における同意書（第9号様式）		買取を申し出る農地が共有名義である場合
	添付書類	提出 部数	備 考
5	<u>土地登記簿謄本</u>	2	
6	<u>公図の写し</u>		
7	<u>位置図</u>		
8	<u>印鑑登録証明書</u>		権利者全員の証明書
9	<u>その他町長が必要とする書類等</u>		
10	<u>医師の診断書等</u>		主たる従事者が故障の場合

※ 上表の下線で示す提出書類については、「生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書」を取得した際に提出した分の写しでも可能です。

ただし、「生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書」を取得した日から1か月以内のものに限ります。

なお、それ以降に提出する場合でも、提出部数の内、1部は写しでの提出が可能です。

## 2. 主たる従事者の証明について（農業委員会に対する手続）

「主たる従事者」とは、最も中心となって営農している人、または実際に生産緑地地区の肥培管理をしている人で、その人がいないと客観的に農地の管理が不可能となる人のことです。

また、複数で営農している場合には、主たる従事者が当該地に1年間に従事した日数の7割以上（65歳未満である場合に8割以上）従事している人も主たる従事者に含まれます。

買収の申出を行う方は、主たる従事者であることを証明するための、生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書（第5号様式）が必要となります。

生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書（第5号様式）は、以下の書類を農業委員会に提出し、取得してください。

なお、提出書類は4. 添付書類について（P.12、P.13）をご覧ください。

### 〔提出書類一覧表〕

	提出書類	提出部数	備考
1	生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明願（第5号様式）	2	
2	土地登記簿謄本		
3	公図の写し		
4	位置図		
5	印鑑登録証明書		権利者全員の証明書
6	その他町長が必要とする書類等		
7	医師の診断書等		主たる従事者が故障の場合
8	相続関係説明図		主たる従事者が死亡の場合 （相続登記が済んでいない場合）
9	遺産分割協議書の写し		主たる従事者が死亡の場合 （相続登記が済んでいない場合）

\* 提出部数の内、1部は写しでの提出可能

### 3. 記載注意事項について

#### (1) 共通事項

- ア 買取等により残った農地のみでは指定要件を欠く場合、生産緑地地区は廃止となります。
- イ 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

#### [生産緑地地区買取申出書を提出する場合]

- ア 生産緑地地区指定の告示日から起算して30年を経過した場合。
- イ 当該生産緑地地区に係る農業の主たる従事者が死亡した場合。
- ウ 生産緑地法第10条第2項に基づき、当該生産緑地地区に係る農業の主たる従事者が故障した場合。

なお、故障とは、

- ① 両眼の失明
- ② 精神の著しい障害
- ③ 神経系統の機能の著しい障害
- ④ 胸腹部臓器の機能の著しい障害
- ⑤ 上・下肢の全部もしくは一部の喪失またはその機能の著しい障害
- ⑥ 両手足（指）の全部もしくは一部の喪失またはその機能の著しい障害
- ⑦ 上記の障害に準ずる障害及び1年以上の期間を要する入院その他の理由により農林漁業に従事することができなくなる故障として町長が認定したものをいいます。

その他の理由とは、養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所する場合や著しい高齢となり運動能力が著しく低下した場合です。

#### [生産緑地地区買取希望申出書を提出する場合]

生産緑地法第15条第1項に基づき、生産緑地法第10条2項の規定による申出はできないが、疾病などにより農林漁業に従事することが困難である等の特別な事情がある場合。

---

**(2) 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書（第5号様式）**

**(3) 生産緑地地区買取申出書（第6号様式）または、生産緑地地区買取希望申出書（第7号様式）**

ア 申出者は申し出る生産緑地地区の所有権を有する方としてください。

イ 農地が共有名義等である場合は、代表者が申出書を提出してください。

ウ 申出者が法人である場合においては、住所はその法人の主たる事務所の所在地を、氏名はその名称及び代表者の氏名を記入してください。

エ 押印は申出者の実印としてください。

オ 生産緑地地区買取申出書を提出される場合、買取申出の理由は、生産緑地地区指定から起算して30年経過した旨、または農業の主たる従事者が死亡もしくは故障するに至った旨を明らかにしてください。

生産緑地地区買取希望申出書を提出される場合、農業に従事することが困難である旨を明らかにしてください。

カ 生産緑地地区に存する所有権以外の権利は、抵当権などがあれば記入してください。

キ 買取希望価格は時価となります。

**(4) 当該権利を消滅させる旨の書面（第8号様式）（生産緑地地区買取（希望）申出書を提出する方で、申出地が他人の権利の目的となっている場合）**

ア 抵当権等の所有権以外の権利者がいる場合は添付してください。

イ 押印は実印を使用してください。

**(5) 当該農地等における同意書（第9号様式）（買取を申し出る農地が共有名義等である場合）**

押印は実印を使用してください。



(第5号様式)

記入例

生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明願

〇〇年〇〇月〇〇日

島本町農業委員会会長 様

申出をする者	住所	島本町〇〇〇丁目〇-〇	
	氏名	島本 一郎	(実印)

生産緑地法第10条及び第15条第1項の規定に基づき買取（希望）申出をする下記生産緑地地区につき、買取申出事由の死亡または農業継続を不可能とさせる故障もしくは買取希望申出事由の農業に従事することが困難である等の特別な事情の生じた下記の者が、生産緑地法第10条及び第15条第1項の規定に基づく農業の主たる従事者または生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく一定割合以上従事している者に該当することを証明願います。

記

1. 買取（希望）申出生産緑地地区

所在及び地番	地目	地積（面積）
島本町〇〇〇-〇番地	田	〇〇㎡

2. 買取（希望）申出事由（死亡・故障等）の生じた者

氏名	住所	申出をする者との続柄
島本 太郎	島本町〇〇〇丁目〇-〇	父

3. 買取（希望）申出事由が生じた日

〇〇年 〇〇月〇〇日

生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書

上記証明願の買取（希望）申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条及び第15条第1項の規定に基づく買取（希望）申出のあった当該生産緑地地区に係る

生産緑地法第10条及び第15条第1項の規定に基づく農業の主たる従事者

生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく一定割合以上従事している者

であったことを証明する。

年 月 日

島本町農業委員会会長 〇〇 〇〇 印

生産緑地地区買取申出書

〇〇年〇〇月〇〇日

島本町長 様

申出をする者	住所	島本町〇〇〇丁目〇-〇		
	氏名	島本 一郎	(実印)	

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地地区の買取を申し出ます。

記

1 買取申出の理由

生産緑地地区に係る農業の主たる従事者が死亡したため(〇〇年〇〇月〇〇日死亡)等

2 生産緑地地区に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (面積)	当該生産緑地地区に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
島本町〇〇〇- 〇番地	田	〇〇m <sup>2</sup>	抵当権	債権額 〇〇円	島本 四郎 島本町〇〇〇丁目〇-〇

3 参考事項

(1) 当該生産緑地地区に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造 の 概要	延べ 面積	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の 氏名及び住所
			m <sup>2</sup>				

(2) 買取希望価格

〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

(3) その他参考となるべき事項

指定年月日 : 〇〇年〇〇月〇〇日  
 指定申請番号 : 〇〇  
 告示番号 : 〇〇

(4) 誓約事項

なお、生産緑地地区の買取に関わる他の農業従事者へのあっせんの対象となった場合、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入している等の不適正な事実がないことを確約いたします。

(第7号様式)

記入例

生産緑地地区買取希望申出書

〇〇年〇〇月〇〇日

島本町長 様

申出をする者	住所	島本町〇〇〇丁目〇-〇
	氏名	島本 一郎 (実印)

生産緑地法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 生産緑地地区に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (面積)	当該生産緑地地区に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
島本町〇〇〇- 〇番地	田	〇〇m <sup>2</sup>	抵当権	債権額 〇〇円	島本 四郎 島本町〇〇〇丁目〇-〇

2 買取希望価格

〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

3 買取希望の申出の理由

(農業に従事することが困難である理由を記載してください。)

4 参考事項

(1) 当該生産緑地地区に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造 の 概要	延べ 面積	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の 氏名及び住所
			m <sup>2</sup>				

(2) その他参考となるべき事項

指定年月日 : 〇〇年〇〇月〇〇日

指定申請番号 : 〇〇

告示番号 : 〇〇

(3) 誓約事項

なお、生産緑地地区の買取に関わる他の農業従事者へのあっせんの対象となった場合、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入している等の不適正な事実がないことを確約いたします。

当該権利を消滅させる旨の書面		整理番号			
		受 理 日			
<p>島本町長 様</p> <p>次の生産緑地地区は私の権利の目的となっておりますが、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条及び第15条第1項の規定に基づき、所有者等が買取申出をするにあたり、同法第12条第1項または第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利が消滅することに同意します。</p> <p>なお、登記抹消手続については、貴職の指示に従い直ちに行います。</p>					
1	同 意 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日		備 考	
2	ふ り が な	しまもと しろう			
	権 利 者 氏 名	島 本 四 郎 (実印)			
3	権 利 者 住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	TEL 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		
		島本町〇〇〇丁目〇-〇			
4	土地の所在 及び地番	地積 (面積)	地目	当該生産緑地地区に存する所有権以外の 権利	
				種類	内容
	島本町〇〇〇- 〇番地	〇〇m <sup>2</sup>	田	抵当権	債権額 〇〇〇〇円
5	備 考				

上記  枠内のみ記入してください。

当該農地等における同意書			整理番号		
			受 理 日		
1 農地等 の 権 利 者	当該農地等における権利者の住所	権利者氏名	権利の種類	権利を有する農地等の所在及び地番	備考
	〒0000-0000 島本町000丁目 0-0	島本次郎 実印	所有権	〒0000-0000 島本町000- 0番地	
	〒0000-0000 島本町000丁目 0-0	島本花子 実印	所有権	〒0000-0000 島本町000- 0番地	
	〒0000-0000 島本町000丁目 0-0	島本三郎 実印	所有権	〒0000-0000 島本町000- 0番地	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
記入上の注意	<p>買取申出をする農地が共有名義等である場合は、共有名義者全員の同意が必要となります。</p>				

上記  枠内のみ記入してください。

## 4. 添付書類について

### (1) 土地登記簿謄本

ア 買取の申出をしようとする生産緑地地区のすべての筆（地番）の土地登記簿謄本を添付してください。

イ この土地登記簿謄本は、法務局で発行する全部事項証明書（登記事項要約書は不可）に限ります。

ウ 土地登記簿謄本は、次の場所で取得（有料）することができます。

●最寄りの法務局：大阪法務局 北大阪支局

〒567-0822 茨木市中村町1番35号 電話：072 - 638 - 9444

エ 土地登記簿謄本は、申出日の3か月以内に取得したものを添付してください。

オ 地積（面積）は登記簿に記載されているものを原則とします。

### (2) 公図の写し

ア 買取の申出をしようとする生産緑地地区のすべての公図の写しを添付してください。

イ 公図の写しは必ず法務局の証明印の付いたものを提出してください。

ウ 公図の写しは、次の場所で取得（有料）することができます。

●最寄りの法務局：大阪法務局 北大阪支局

〒567-0822 茨木市中村町1番35号 電話：072 - 638 - 9444

エ 公図の写しは、申出日の3か月以内に取得したものを添付してください。

オ 指定の申請をしようとする農地等の区域を赤線で囲ってください。

**(3) 位置図（A4判程度）**

- ア 買取の申出をしようとする生産緑地地区の位置がわかる地図を添付してください。
- イ 添付していただく地図は、例えば、縮尺2,500分の1の地形図等をいいます。
- ウ 図面に明示すべき事項は以下のとおりです。
  - ① 方位
  - ② 買取を行う生産緑地地区の区域（赤線で記入）
  - ③ 道路、河川等の公共施設、その他目標となるもの

**(4) 印鑑登録証明書（法人にあっては、これに類する印鑑証明書）**

- ア 買取を希望する生産緑地地区の権利者全員の印鑑登録証明書を添付してください。
- イ 印鑑登録証明書は、申出日の3か月以内に取得したものを添付してください。
- ウ 印鑑登録証明書は、A4用紙に貼り付けて提出してください。

**(5) その他町長が必要とする書類**

- ア 前項までの提出書類以外で町長が必要とする書類があれば提出していただくことになります。

**[主たる従事者の故障の場合]**

**(6) 医師の診断書等**

- ア 診断書には、農業に従事することが「できない」、「不可能である」、「極めて困難である」等の明記が必要です。
- イ 医師の診断書等は、申出日の3か月以内に取得したものを添付してください。

**[主たる従事者の死亡の場合]**

**(7) 遺産分割協議書の写し（相続登記が済んでいない場合）**

- ア 様式は自由ですが、相続人全員の合意と署名、押印（実印）が必要となります。

**(8) 相続関係説明図（相続登記が済んでいない場合）**

- ア 様式は自由です。
- イ 相続関係説明図作成根拠資料（戸籍謄本等の写し）を添付してください。

(第5号様式)

生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明願

年 月 日

島本町農業委員会会長 様

申出をする者	住所
	氏名 実印

生産緑地法第10条及び第15条第1項の規定に基づき買取（希望）申出をする下記生産緑地地区につき、買取申出事由の死亡または農業継続を不可能とさせる故障もしくは買取希望申出事由の農業に従事することが困難である等の特別な事情の生じた下記の者が、生産緑地法第10条及び第15条第1項の規定に基づく農業の主たる従事者または生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく一定割合以上従事している者に該当することを証明願います。

記

1. 買取（希望）申出生産緑地地区

所在及び地番	地目	地積（面積）

2. 買取（希望）申出事由（死亡・故障等）の生じた者

氏名	住所	申出をする者との続柄

3. 買取（希望）申出事由が生じた日

年 月 日

生産緑地地区に係る農業の主たる従事者についての証明書

上記証明願の買取（希望）申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条及び第15条第1項の規定に基づく買取（希望）申出のあった当該生産緑地地区に係る

生産緑地法第10条及び第15条第1項の規定に基づく農業の主たる従事者

生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく一定割合以上従事している者

であったことを証明する。

年 月 日

島本町農業委員会会長 ○○ ○○ 印



(第6号様式)

生産緑地地区買取申出書

年 月 日

島本町長 様

申出をする者	住所
	氏名 <span style="float: right;">実印</span>

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地地区の買取を申し出ます。

記

1 買取申出の理由

2 生産緑地地区に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (面積)	当該生産緑地地区に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 参考事項

(1) 当該生産緑地地区に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造 の 概要	延べ 面積	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の 氏名及び住所

(2) 買取希望価格

円

(3) その他参考となるべき事項

指定年月日 : 年 月 日  
指定申請番号 :  
告示番号 :

(4) 誓約事項

なお、生産緑地地区の買取に関わる他の農業従事者へのあっせんの対象となった場合、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入している等の不適正な事実がないことを確約いたします。

(第7号様式)

生産緑地地区買取希望申出書

年 月 日

島本町長 様

申出をする者	住所
	氏名 <span style="float: right;">実印</span>

生産緑地法第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 生産緑地地区に関する事項

所在及び地番	地目	地積 (面積)	当該生産緑地地区に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

2 買取希望価格

円

3 買取希望の申出の理由

(農業に従事することが困難である理由を記載してください。)

4 参考事項

(1) 当該生産緑地地区に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造 の 概要	延べ 面積	当該工作物の 所有者の氏名 及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の 氏名及び住所

(2) その他参考となるべき事項

指定年月日 : 年 月 日

指定申請番号 :

告示番号 :

(3) 誓約事項

なお、生産緑地地区の買取に関わる他の農業従事者へのあっせんの対象となった場合、事前に実質的に契約を締結したり、不動産業者が介入している等の不適正な事実がないことを確約いたします。

(第8号様式)

当該権利を消滅させる旨の書面		整理番号		
		受 理 日		
<p>島本町長 様</p> <p>次の生産緑地地区は私の権利の目的となっておりますが、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条及び第15条第1項の規定に基づき、所有者等が買取申出をするにあたり、同法第12条第1項または第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利が消滅することに同意します。</p> <p>なお、登記抹消手続については、貴職の指示に従い直ちに行います。</p>				
1	同 意 年 月 日	年 月 日		備 考
2	ふ り が な			
	権 利 者 氏 名			
3	権 利 者 住 所	〒	TEL	
4	土地の所在 及び地番	地積 (面積)	地目	当該生産緑地地区に存する所有権以外の 権利
				種類
5	備 考			

上記  枠内のみ記入してください。

(第9号様式)

当該農地等における同意書			整理番号		
			受 理 日		
1 農地等 の 権 利 者	当該農地等における権利者の住所	権利者氏名	権利の種類	権利を有する農地等の所在及び地番	備考
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
	〒	実印		〒	
記入上の注意	<p>買取申出をする農地が共有名義等である場合は、共有名義者全員の同意が必要となります。</p>				

上記  枠内のみ記入してください。